

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等



一般社団法人 日本ALS協会
代表理事 高野 元(たかの はじめ)

日本ALS協会の概要



1986

設立

昭和61年4月20日

42/47

全国支部/都道府県数

令和8年3月末時点

3,735

会員

令和8年3月末時点

代表理事 高野 元
(たかの はじめ)

目的:ALS患者が人間としての尊厳を全うできる社会の実現

- ・ALSに関する正しい知識の普及・啓発 : 講演、パンフレット、機関誌、ホームページなど
- ・ALSの原因究明及び治療法確立などへの支援 : 行政・関係機関などへの働きかけと連携、ALS基金などで研究助成
- ・患者・家族に対する療養支援 : 行政・関係機関などへの働きかけと連携、相談会、交流会など
- ・療養生活実態、医療・福祉情報等に関する調査研究: 他機関のアンケート・調査・研究への協力など

本意見書の軸: 生命を支える在宅生活・就労・就学を、制度の谷間に落とさない

意見の概要

報酬改定で求める3つの制度補強

1 重度訪問介護を支える人材確保と小規模の事業所運営の安定化

福祉・介護職員の賃金水準、勤続年数、事業所運営の安定性を一体で底上げし、継続支援を可能にする。

2 相談支援の空白を補う制度を横断する業務の評価

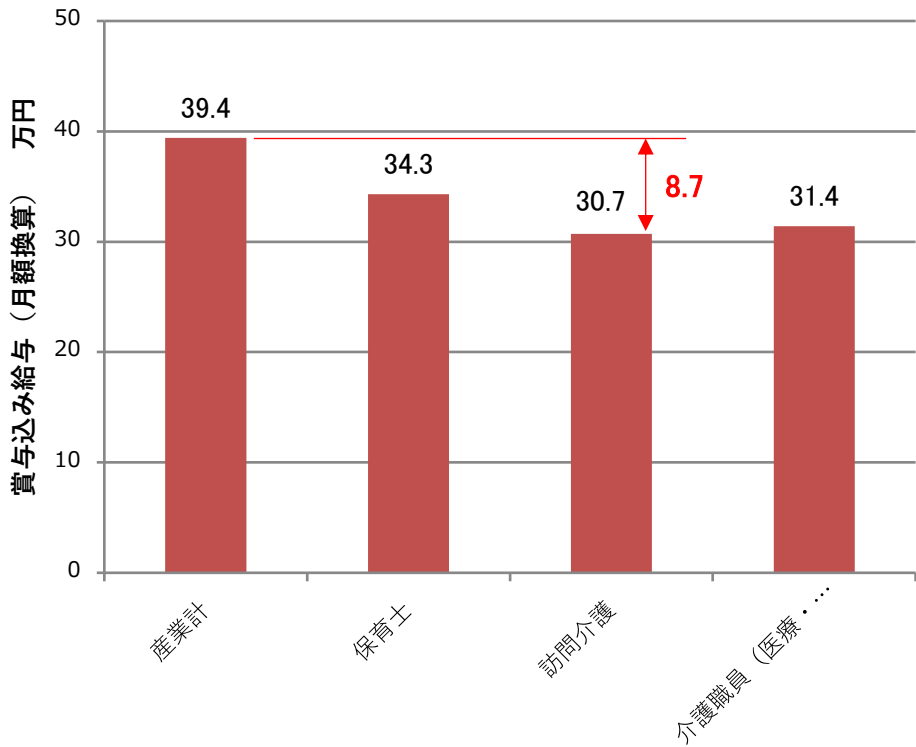
介護支援専門員等が障害福祉の計画相談支援を実質的に補完する場合、制度横断の評価・加算を検討する。

3 就労・就学時の重度訪問介護利用

「生活支援」と「社会参加支援」の分断をなくし、働く・学ぶ・地域で暮らす権利を一体的に支える。

意見1 詳細 処遇改善・人材確保

障害福祉・介護分野では、勤続年数が短く、賞与込み給与も産業計を下回る。
処遇改善は「質の確保」そのものである。



年齢	43.2	39.5	51.1	45.1
勤続年数	10.8	8.4	8.2	8.5

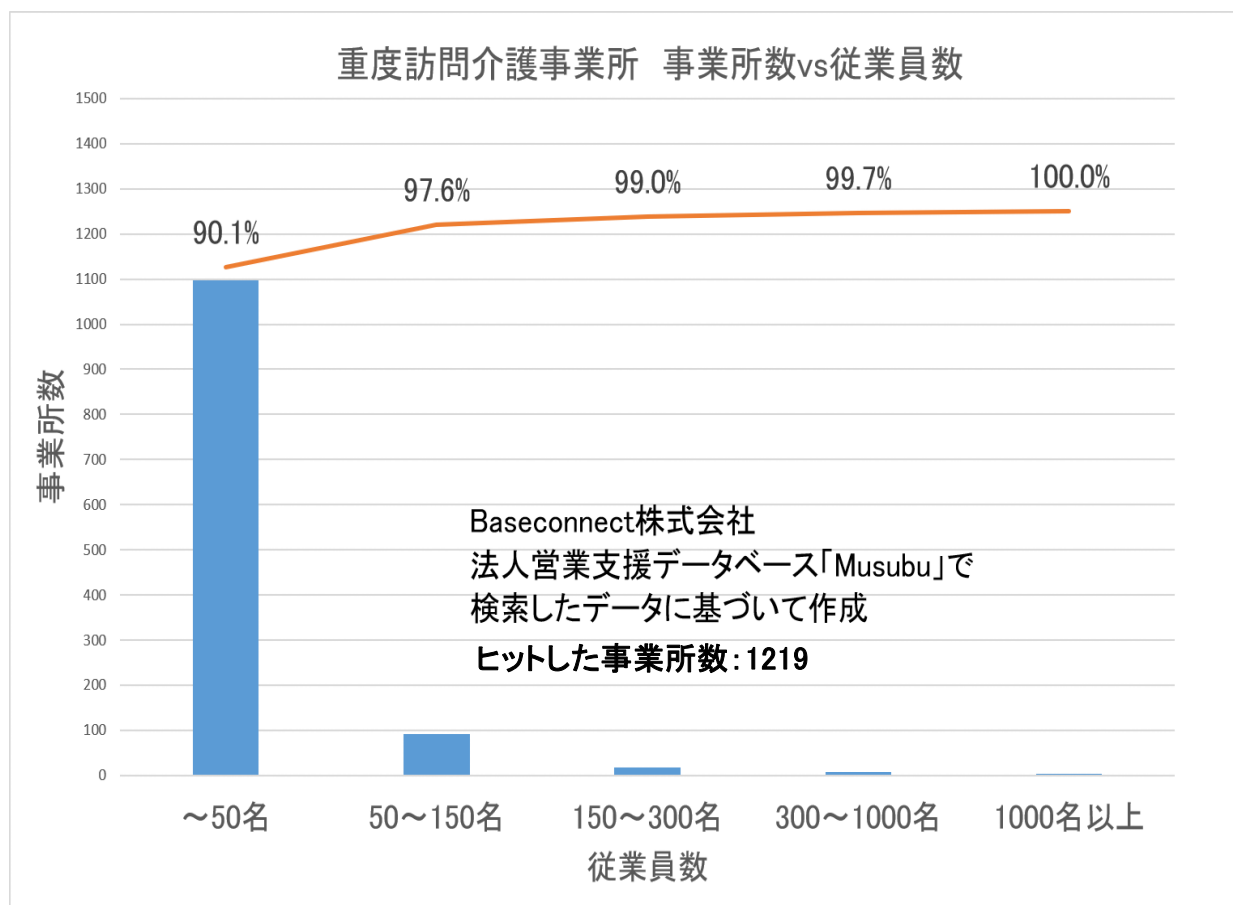
意見

- 基本報酬・処遇改善加算の底上げにより、重度訪問介護を担う人材の定着を図る。
→月給9万円増に加え、物価上昇率3%/年を見込む
- 医療的ケア・長時間支援・特殊なコミュニケーションスキルが必用など、ALSや進行性難病に特有の高負荷支援を適切に評価する。

人材が確保できなければ、在宅療養・社会参加・家族の生活は維持できない。

意見1 詳細 小規模の事業所

重度訪問介護を提供する事業所は小規模の事業所がほとんどで、人材確保の競争力が弱く、離職が生じれば事業運営そのものが揺らぎやすい。



意見

- ・小規模事業所の撤退を防ぐためには、ICT 化による事務負担の抜本的な軽減が不可欠である。記録・請求・管理の一体化は、限られた人員でも質を維持できる体制をつくり、事業継続の基盤となる。

→ICT 化への投資を支援する

- ・小規模事業所の事業運営の安定化には一定の配慮が必要

→時間単価の高い夜間勤務の囲い込みが無いよう留意も必要

事業所が安定して支援を提供できなければ、在宅療養の継続も、利用者の社会参加も、家族の生活も成り立たない。事業所の継続性は、地域の暮らしを支える基盤である。

要望2 詳細 計画相談支援の評価

現状認識

- ・相談支援専門員の不足により、障害福祉制度・医療保険・介護保険などとの連携で空白が生じる。
- ・ALSなどの進行性の難病では、医療・在宅療養・家族支援・災害時対応などの支援を横断し、かつ継続的な調整が不可欠である。
- ・介護支援専門員等が制度の境界を越えて補完する場合、無償の善意に頼らずにすむ制度をまたいだしくみが必要である。

人数規模の差



提案：相談支援専門員の不足を補完する横断的ケアマネジメント加算の創設・明確化を図る

要望3 詳細 重度訪問介護の就労・就学利用

現行の問題1：生活支援が、働く・学ぶ場面で切断されている

告示523号では、外出支援の対象から「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」「通年かつ長期にわたる外出」等が除かれるため、重度訪問介護を就労・通学に使えない。

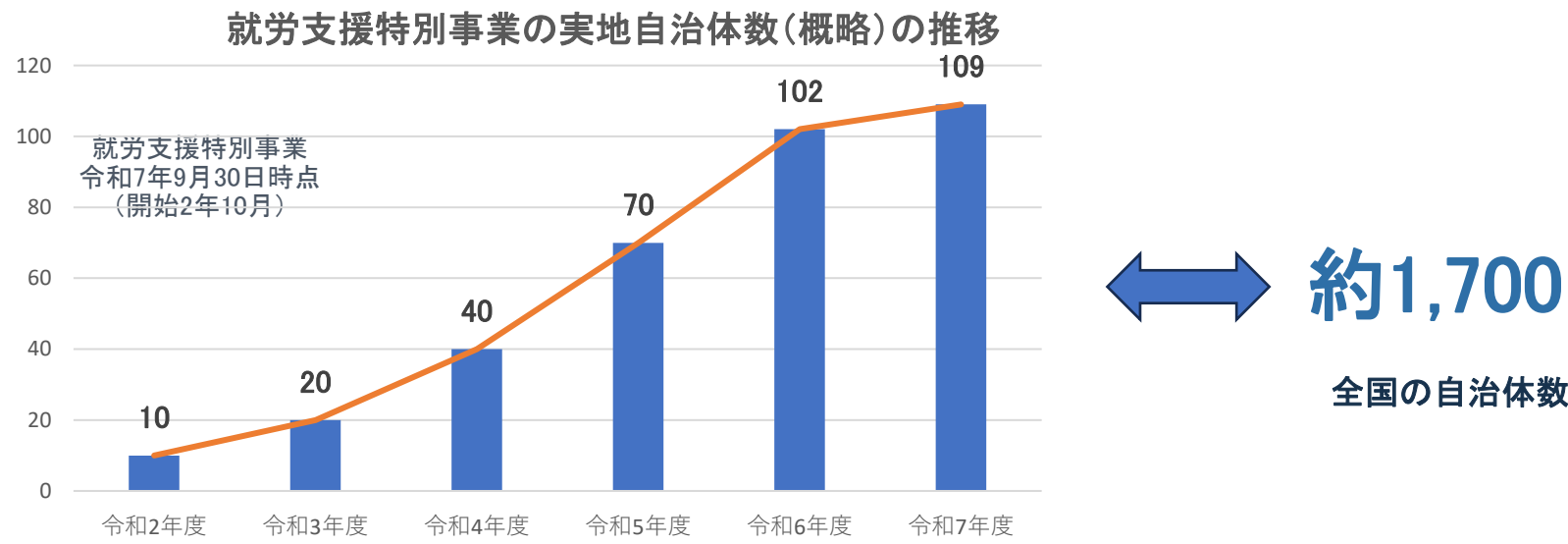
現行の問題2：権利条約に基づいた国連CRPDによる日本への勧告(2022総括所見)に従っていない

・ 第27条 : 職場で集中的支援を必要とする人へのパーソナルアシスタンス利用制限の除去を勧告。

就労・修学を支える代替事業は存在するが、自治体の任意事業になるので実施状況に差が生じる。
ALSなど難病患者・障害者の生活は、居住地によって左右されてはならない。

要望3 詳細 任意事業の限界: 地域間格差が出る

就労・修学を支える代替事業は存在するが、自治体の任意事業になるので実施状況に差が生じる。
ALSなど難病患者・障害者の生活は、居住地によって左右されてはならない。



提案: 就労・就学中に必要となる身体介護・意思疎通支援・移動支援を日常生活の一部として位置づけるため、告示523号における外出支援の除外規定(「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」「通年かつ長期にわたる外出」)を撤廃する。

社会参加及び社会貢献の両方が満たされる。(就労・就学しないで重度訪問介護を利用する場合は社会参加意識も社会貢献の達成は難しい)
障害当事者が未来の税収を補い、また、障害当事者の生産性が高まる。

参考資料・確認事項

出典

- ・ 厚生労働省「障害者相談支援事業の実施状況等について」令和7年4月時点（相談支援専門員 29,821人）
- ・ 厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」図表1-2-38 介護支援専門員の従事者数（188,170人）
- ・ 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」職種別統計表・賃金の推移
- ・ 衆議院「重度訪問介護等を就労・通勤・就学・通学にも使えるようにすべきことに関する質問主意書」
- ・ 障害者権利委員会「日本の第1回政府報告に関する総括所見」第19条・第24条・第27条
- ・ 厚生労働省「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況」令和7年9月30日